

(公 印 省 略)
契 第 3 0 0 3 9 - 3 号
平 成 3 1 年 3 月 2 6 日

各建設工事発注所属の長 様

県土整備部長 中島 聡
(契約検査課)

施工体制台帳の取扱いの一部改正について (通知)

施工体制台帳の取扱いについては平成29年7月27日付け契第30039-1号をもって各機関に通知したところですが、様式第1号「施工体制台帳」及び様式第6号「再下請通知書」について、別添のとおり改正しますので通知します。

これら様式を受注者が作成する際には、下記事項に留意の上で作成するよう適切に指導いただき、各発注機関は、受領時に必要事項を確認していただくようお願いいたします。なお、これら書類の添付書類であった下請契約書写し等の添付は省略可能とします。

記

- 1 発注者である県は、全公共工事において受注者に施工状況報告書の提出を求めており、受注者が公共工事（工事歩掛をもって積算する委託契約を含む。）を施工するために直接下請契約を締結する場合は、施工体制台帳の写し等の提出も求めています。今後は台帳の添付書類の契約書写し等にかわり、当該下請契約に「法定福利費」が含まれていることを提出時に受注者に確認します。
- 2 同様に、下請業者が再下請契約を締結する場合においても、受注者は当該再下請契約金額に「法定福利費」が含まれているかについて、当該業者に確認の上で所定様式に必要事項を記入し、台帳提出時に添付書類の契約書写し等にかわり、発注者は受注者にこれら記載内容を確認します。
- 3 適用日
平成31年4月1日以降に提出されるこれら書類より適用します。

担 当 契約検査課契約制度係 高柳
電 話 027-226-3733
メー ル takayanagi-hi@pref.gunma.lg.jp

契第 3 0 0 3 9 - 3 号
平成 3 1 年 3 月 2 6 日

(一社)群馬県建設業協会
会 長 青 柳 剛 様

群馬県県土整備部長 中島 聡
(契約検査課)

施工体制台帳の取扱いの一部改正について (送付)

施工体制台帳の取扱いについては平成 2 9 年 7 月 2 7 日付け契第 3 0 0 3 9 - 1 号をもって各機関等に通知し、運用していたところですが、様式第 1 号「施工体制台帳」及び様式第 6 号「再下請通知書」について、別添のとおり改正しましたので送付します。下記に留意の上で作成してください。

記

- 1 発注者である県は、全公共工事において受注者に施工状況報告書の提出を求めており、受注者が公共工事を施工するために直接下請契約を締結する場合等は、施工体制台帳の写し等の提出も求めています。今後は同台帳の添付書類の下請契約書写し等は省略可能としますが、当該下請契約に「法定福利費」が含まれることを同台帳で確認し、受領することとします。
- 2 同様に、下請業者が再下請契約を締結する場合も、受注者は、当該業者に再下請契約金額に「法定福利費」が含まれているかについて確認した上で必要事項を所定様式に記入し、台帳提出時に添付書類の当該契約書写し等は省略可能とするかわり、受注者に記載内容を確認して発注者は受領することとします。
- 3 適用日
平成 3 1 年 4 月 1 日以降に提出されるこれら書類より適用します。

担 当 契約検査課契約制度係 高柳
電 話 027-226-3733
メー ル takayanagi-hi@pref.gunma.lg.jp

契第 3 0 0 3 9 - 3 号
平成 3 1 年 3 月 2 6 日

(一社)群馬県電設協会
会 長 阿久澤 茂 様

群馬県県土整備部長 中島 聡
(契約検査課)

施工体制台帳の取扱いの一部改正について (送付)

施工体制台帳の取扱いについては平成 2 9 年 7 月 2 7 日付け契第 3 0 0 3 9 - 1 号をもって各機関等に通知し、運用していたところですが、様式第 1 号「施工体制台帳」及び様式第 6 号「再下請通知書」について、別添のとおり改正しましたので送付します。下記に留意の上で作成してください。

記

- 1 発注者である県は、全公共工事において受注者に施工状況報告書の提出を求めており、受注者が公共工事を施工するために直接下請契約を締結する場合等は、施工体制台帳の写し等の提出も求めています。今後は同台帳の添付書類の下請契約書写し等は省略可能としますが、当該下請契約に「法定福利費」が含まれることを同台帳で確認し、受領することとします。
- 2 同様に、下請業者が再下請契約を締結する場合も、受注者は、当該業者に再下請契約金額に「法定福利費」が含まれているかについて確認した上で必要事項を所定様式に記入し、台帳提出時に添付書類の当該契約書写し等は省略可能とするかわり、受注者に記載内容を確認して発注者は受領することとします。
- 3 適用日
平成 3 1 年 4 月 1 日以降に提出されるこれら書類より適用します。

担 当 契約検査課契約制度係 高柳
電 話 027-226-3733
メー ル takayanagi-hi@pref.gunma.lg.jp

契第 3 0 0 3 9 - 3 号
平成 3 1 年 3 月 2 6 日

(一社)群馬県造園建設業協会
会 長 須 永 敏 明 様

群馬県県土整備部長 中島 聡
(契約検査課)

施工体制台帳の取扱いの一部改正について (送付)

施工体制台帳の取扱いについては平成 2 9 年 7 月 2 7 日付け契第 3 0 0 3 9 - 1 号をもって各機関等に通知し、運用していたところですが、様式第 1 号「施工体制台帳」及び様式第 6 号「再下請通知書」について、別添のとおり改正しましたので送付します。下記に留意の上で作成してください。

記

- 1 発注者である県は、全公共工事において受注者に施工状況報告書の提出を求めており、受注者が公共工事を施工するために直接下請契約を締結する場合等は、施工体制台帳の写し等の提出も求めています。今後は同台帳の添付書類の下請契約書写し等は省略可能としますが、当該下請契約に「法定福利費」が含まれることを同台帳で確認し、受領することとします。
- 2 同様に、下請業者が再下請契約を締結する場合も、受注者は、当該業者に再下請契約金額に「法定福利費」が含まれているかについて確認した上で必要事項を所定様式に記入し、台帳提出時に添付書類の当該契約書写し等は省略可能とするかわり、受注者に記載内容を確認して発注者は受領することとします。
- 3 適用日
平成 3 1 年 4 月 1 日以降に提出されるこれら書類より適用します。

担 当 契約検査課契約制度係 高柳
電 話 027-226-3733
メー ル takayanagi-hi@pref.gunma.lg.jp

契第 3 0 0 3 9 - 3 号
平成 3 1 年 3 月 2 6 日

群馬県交通安全施設業協同組合
理 事 長 中 井 正 弘 様

群馬県県土整備部長 中島 聡
(契約検査課)

施工体制台帳の取扱いの一部改正について（送付）

施工体制台帳の取扱いについては平成 2 9 年 7 月 2 7 日付け契第 3 0 0 3 9 - 1 号をもって各機関等に通知し、運用していたところですが、様式第 1 号「施工体制台帳」及び様式第 6 号「再下請通知書」について、別添のとおり改正しましたので送付します。下記に留意の上で作成してください。

記

- 1 発注者である県は、全公共工事において受注者に施工状況報告書の提出を求めており、受注者が公共工事を施工するために直接下請契約を締結する場合等は、施工体制台帳の写し等の提出も求めています。今後は同台帳の添付書類の下請契約書写し等は省略可能としますが、当該下請契約に「法定福利費」が含まれることを同台帳で確認し、受領することとします。
- 2 同様に、下請業者が再下請契約を締結する場合も、受注者は、当該業者に再下請契約金額に「法定福利費」が含まれているかについて確認した上で必要事項を所定様式に記入し、台帳提出時に添付書類の当該契約書写し等は省略可能とするかわり、受注者に記載内容を確認して発注者は受領することとします。
- 3 適用日
平成 3 1 年 4 月 1 日以降に提出されるこれら書類より適用します。

担 当 契約検査課契約制度係 高柳
電 話 027-226-3733
メー ル takayanagi-hi@pref.gunma.lg.jp

契第 3 0 0 3 9 - 3 号
平成 3 1 年 3 月 2 6 日

(一社) 全国特定法面保護協会
関東地方支部・群馬県部会
幹 事 長 設 楽 雅 之 様

群馬県県土整備部長 中島 聡
(契約検査課)

施工体制台帳の取扱いの一部改正について (送付)

施工体制台帳の取扱いについては平成 2 9 年 7 月 2 7 日付け契第 3 0 0 3 9 - 1 号をもって各機関等に通知し、運用していたところですが、様式第 1 号「施工体制台帳」及び様式第 6 号「再下請通知書」について、別添のとおり改正しましたので送付します。下記に留意の上で作成してください。

記

- 1 発注者である県は、全公共工事において受注者に施工状況報告書の提出を求めており、受注者が公共工事を施工するために直接下請契約を締結する場合等は、施工体制台帳の写し等の提出も求めています。今後は同台帳の添付書類の下請契約書写し等は省略可能としますが、当該下請契約に「法定福利費」が含まれることを同台帳で確認し、受領することとします。
- 2 同様に、下請業者が再下請契約を締結する場合も、受注者は、当該業者に再下請契約金額に「法定福利費」が含まれているかについて確認した上で必要事項を所定様式に記入し、台帳提出時に添付書類の当該契約書写し等は省略可能とするかわり、受注者に記載内容を確認して発注者は受領することとします。
- 3 適用日
平成 3 1 年 4 月 1 日以降に提出されるこれら書類より適用します。

担 当 契約検査課契約制度係 高柳
電 話 027-226-3733
メー ル takayanagi-hi@pref.gunma.lg.jp